

## 被災時にいちばん使える減税制度 雑損控除のご案内

生活用の財産が自然災害によって損害を受けたときは、雑損控除を使えば、**所得税と住民税を減らせます**。

被災した方は、雑損控除による減税制度を利用して、生活再建に役立てましょう。



### ◆ 雑損控除の対象となる資産

次の3種類の資産が対象となります。

いずれも**生活用の資産**であることが必要です。

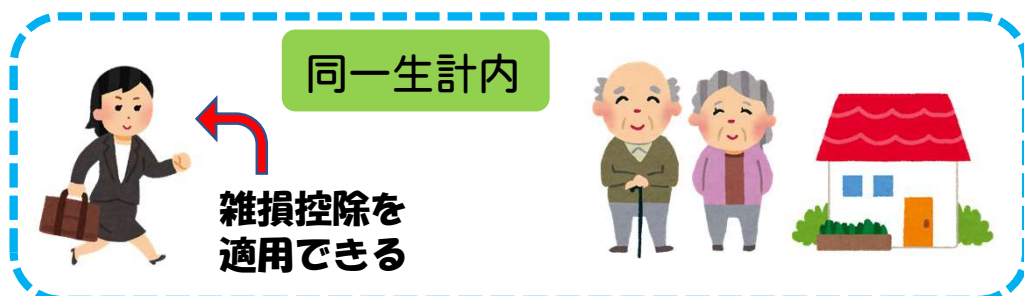
①**住居**・・・〈例〉一軒家、分譲マンション、宅地、墓地、墓石、店舗併用住宅の住宅部分など ※事務所、工場、店舗、駐車場、農地、山林、遊休地などは対象とはなりません

②**家財**・・・〈例〉家具家電、冷暖房器具、衣服、現金、その他の生活用財産

③**車両**・・・〈例〉自動車、自転車、オートバイなど

※親族の所有している上記資産についても、その親族の収入が扶養控除の範囲内であることなど、一定の条件を満たす場合には、雑損控除の対象となります。

〈例〉親が所有する住宅が被災した場合に、その親と生計を同一にしている子の確定申告で、雑損控除を受けることができる。



## ◆ 雑損控除の手続き

所得税の確定申告書上で控除額の計算を行い、その申告書を税務署に提出すれば完了です。

### ① 申告書に添付する資料

- 被災した住宅、家財等の損失額の計算書（資料「1枚目」）
- 雑損失の金額の計算書（資料「2枚目・3枚目」）
- 被災証明書のコピー

### ② 申告書の提出期限

1月1日から12月31日までの所得について、「翌年の2月16日～3月15日」が提出期限となります。

### ③ お問い合わせ先

ご不明点やご質問は、お住まいの地域の税務署にお問い合わせいただくか、税理士会の無料相談をご利用ください。

## ◆ 簡単な計算方法のご紹介



住宅と家財については「見積もり計算」を利用することができます。

この見積もり計算を利用すれば、控除額の計算も書類への記入も、簡単に完成できます。

見積もり計算を利用した計算と用紙への記入方法をご紹介しますので、参考にしてください。（なお、計算を簡単にするために、「家財」の損失額に絞ってご紹介します）

### ① 見積もり計算を利用できる方

住宅の主要構造部（柱、壁、梁、基礎、床、屋根、階段）のどこかに、被害を受けていることが必要です。

※ 床下浸水のケースでは、「柱や基礎、外壁に被害を受けた」と判断して大丈夫です。

※ 被害箇所が主要構造部ではない場合、もしくは、被害の程度が軽微な場合には、見積もり計算は利用できません。（その場合は、修理代等の具体的な金額を使った計算があります）

### ② 計算に必要な資料

- ・ 罹災証明書
- ・ 保険金の支払通知書（保険金が出ない場合には不要）
- ・ 固定資産税通知書（必須ではありませんが、あると記入がはかどります）

### ③ 見積もり計算による計算方法、書き方

【1枚目】・・・「被災した住宅の概要」と「家財の損失額」を計算します。

書き方の見本と用紙のコメントを参考に、記入してください。

【2枚目】・・・リフォーム費用や、障害物の撤去費用などを記入する用紙です。

計算が複雑なので、ここでは記入を省略します。

【3枚目】・・・1枚目で計算した金額を書き写します。

用紙の左側のコメントを参考に、記入してください。



### ④ 留意事項

ここで紹介している簡単な計算方法では、内容を簡潔にするために、本来、細かく拾い上げていく損失額やリフォーム費用などの計算を省略しています。

そのため、建物や車両の損害についても計算を行えば、より控除額が多くなる可能性があることにご留意ください。

なお、控除額の計算を間違えた場合には、後日、計算をやり直して、改めて確定申告をし直すことも可能です。





A

用紙のコメントに従って、住宅の被害状況を記入します。

住宅の構造種別、建築年月、床面積などの情報は、固定資産税の通知書に記載されています。

平成31年度 課税明細書

町名	資産コード	台帳地目	構造・建築年月	土地固定資産税別年課税額
所在地番		課税地目 又は 種別		土地都市計画税別年課税額
家屋番号		課税地積	床面積	
上清水区		宅地		831
地		* 専用住宅用地		1662
			79.40	4986
家清水区		木造	S63. 2	
屋		居室	107.58	1811

住宅の「構造種別」「建築年月」「床面積」が記載されています

B

下記のとおり、世帯主の年齢、夫婦世帯か独身世帯か、同居人の有無に応じて、家財の見積もり金額を計算します。

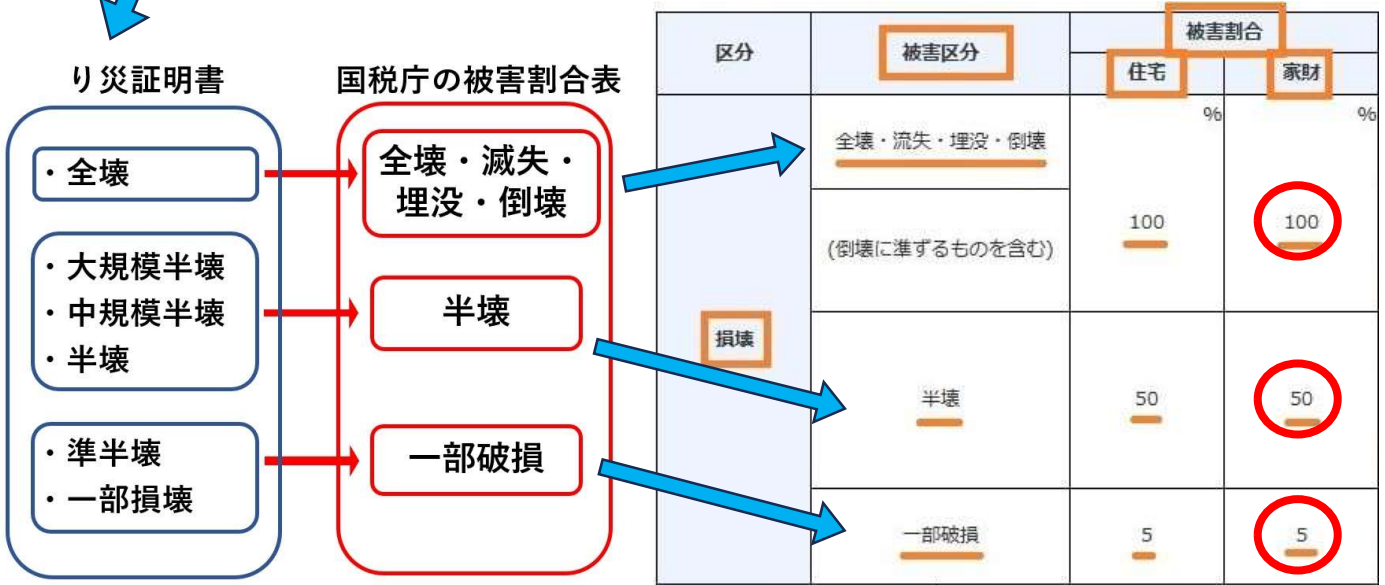
## 家族構成別家庭用財産評価額

世帯主の年齢	夫婦	独身
歳	万円	万円
～ 29	500	300
30 ～ 39	800	
40 ～ 49	1,100	
50 ～	1,150	

(注) 大人（年齢18歳以上）1名につき130万円を加算し、子供（年齢18歳未満）1名につき80万円を加算します。

C

① 最初に、「り災証明書」に書かれた「被害判定」の結果を、国税庁の被害割合表の被害区分に当てはめます。  
次に、被害区分の行の右側に書かれている家財の被害割合(赤○印の数値)を採用します。



さらに、被害が「浸水を伴うもの」である場合

② その浸水被害の実態に応じて、上記り災証明書による被害割合に、右図の浸水による被害割合を加算することができます。(100%が上限です)

浸水	床高	階数	被害割合	
			住宅	家財
床上 1.5m以上	平屋	80 (65)	100 (100)	
	二階建以上	55 (40)	85 (70)	
床上 1m以上 1.5m未満	平屋	75 (60)	100 (100)	
	二階建以上	50 (35)	85 (70)	
床上 50cm以上 1m未満	平屋	60 (45)	90 (75)	
	二階建以上	45 (30)	70 (55)	
床上 50cm未満	平屋	40 (25)	55 (40)	
	二階建以上	35 (20)	40 (25)	
床下		15 (0)	-	

上段の数値が、海水や土砂の流入を伴う浸水被害の場合、下段のカッコ内が、それらの流入がなかった場合の被害割合です





3枚目

1枚目から  
転記します

3 損失額の計算

区分	仕	家計	共	C合計
損害金額 (被災した建物等に対する被災による損失額を算出する。課税対象額に引く)	①	11,340,000		11,340,000
原状回復のための支出額 (2の各欄の各区分ごとの金額)	②	0		
①と②のいずれか大きい方の金額	③	11,340,000		11,340,000
③から差し引く保険金等で補てんされる金額 (③の金額を超える場合は③の金額)	④	1,000,000		1,000,000
③ - ④	⑤	10,340,000		10,340,000
原状回復に係る災害関連支出の金額 (2-①) (赤字のときは0。②の金額を算出)	⑥			
取壊し、除去等の額の合計額 (2の各欄の各区分ごとの金額)	⑦			
⑦から差し引く保険金等で補てんされる金額 (⑦の金額を超える場合は⑦の金額)	⑧			
⑦ - ⑧	⑨			
災害関連支出の金額 (⑥ + ⑨)	⑩			
損失額の計 (⑤ + ⑩)	⑪	11,340,000		11,340,000

4 雑損失の金額 (雑損控除額) の計算

	損害金額等の全体	
損害金額 ((⑤のC) + (⑩のC))	11,340,000	①の金額を申告書第二表「雑損控除」の「被害金額」欄に記載します。
保険金などで補てんされる金額 (④のC) + (⑧のC)	1,000,000	①の金額を申告書第二表「雑損控除」の「保険金などで補てんされる金額」欄に記載します。
差引損失額 (① - ②)	10,340,000	
所 得 金 額	3,560,000	①この計算書の「書き方」をご覧ください。
③ × 6.1	356,000	
③ - ③	9,984,000	
差引損失額のうち災害関連支出の金額 (⑩)		①申告書第二表「雑損控除」の「差引損失額のうち災害関連支出の金額」欄に記載します。
⑩ - 50,000円		(⑩のときは0)
雑損失の金額 (③と④のいずれが多い方の金額)	9,984,000	①申告書第一表「雑損控除」欄に記載します。
雑損控除額 (③と④のいずれか少ない方の金額)	3,560,000	①に雑損控除の「雑損控除」の欄に 控除の金額が含まれている場合には、 この計算書の「書き方」をご覧ください。
翌年以後に繰り越す雑損失の金額 (③ - ④)	6,424,000	

この箇所は、枠の左右のコメントを参考に、自分で記入してもいいですし、難しければ税務署で、書き方を教えてもらいましょう

## ◆ ダウンロードサイトのご案内

### ① 雑損控除の制度概要（国税庁HP）

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1110.htm>



### ② 損失額の合理的計算、見積もり計算の内容（同上）

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/saigai/h30/0018008-045/01-2.htm>



### ③ 被害割合表（同上）

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/saigai/h30/0018008-045/06.htm>



### ④ 計算用紙 1 枚目「被災した住宅、家財等の損失額の計算書」（同上）

[https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/saigai/h30/0018008-045/pdf/10\\_03.pdf](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/saigai/h30/0018008-045/pdf/10_03.pdf)



### ⑤ 計算用紙 2・3 枚目「雑損失の金額の計算書」（同上）

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/saigai/r02/pdf/6-200.pdf>



### ⑥ 税理士による雑損控除の説明動画

<https://youtu.be/IJ0QMXCJpwQ>

